

返戻金制度について

当社の職業紹介により就職した求職者が自己都合により退職した場合または求職者の責めに帰すべき理由により解雇された場合は求人者から支払われる紹介手数料を以下の条件で返戻する制度があります。

返戻金制度の対象期間	返戻金額
入社後1か月以内に離職の場合	紹介手数料の80%を返戻
入社後3か月以内に離職の場合	紹介手数料の50%を返戻
入社後6か月以内に離職の場合	紹介手数料の20%を返戻

※入社後6ヶ月以降に退職した場合は、受領した紹介手数料は返戻の対象としない。

※次に記載する事由により採用決定者が短期退職に至った場合は、返戻金制度の対象外とさせて頂いております。

- (1) 待遇、その他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と異なる場合。
- (2) ハラスメント等による場合。
- (3) 採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合。
- (4) 求人者をご利用頂いた企業様の一方的な都合と判断した場合。